

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、真に生活に困っている方々への支援措置の強化のため、令和4年度住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金(10万円)を支給します。

1.支給対象:世帯につき10万円

(1)住民税非課税世帯

・令和3年12月10日において田上町の住民基本台帳に記録されている方で、基準日(本給付金の支給を受けていない世帯のうち、令和4年度分の住民税の均等割が非課税であることにより対象となる世帯については、令和4年6月1日)に田上町の住民基本台帳に記録されている当該世帯。

・世帯全員の令和3年度分または、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

※基準日において生活保護を受けている世帯も含まれます。

(2)家計急変世帯

新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、世帯のうち令和4年度分の住民税均等割が課されている方それぞれ(全員)の、令和4年1月以降の1年間の収入(所得見込額)が「住民税均等割が非課税となる水準」に相当する額以下世帯である世帯。

【ただし、次のいずれかに該当する世帯は支給対象外となります。】

・(1)(2)ともに、住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯

・令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯。また、その同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった方を含む世帯。

・令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象であるが、未申請又は支給を辞退した世帯。また、その同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった方を含む世帯。

(2)家計急変世帯の住民税非課税相当とは、世帯全員それぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月の収入×12)が以下のような方です。

☆令和4年1月1日時点で障がい者、未成年、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方

要件	合計所得金額	給与収入のみの場合
障がい者・未成年・寡婦・ひとり親	1,350,000円以下	2,043,999円以下

☆令和3年の合計所得金額が次の表に満たない方

扶養親族の合計人数	合計所得金額	給与収入のみの場合
0人	380,000円以下	930,000円以下
1人	828,000円以下	1,378,000円以下
2人	1,108,000円以下	1,683,999円以下
3人	1,388,000円以下	2,099,999円以下
4人	1,668,000円以下	2,499,999円以下

申請期間	7月に対象者へ 発送しました。 ご確認ください。	(1)-1	住民税非課税世帯 確認書	令和4年9月30日 (当日消印有効)
		(1)-2	住民税非課税世帯(世帯内に未申告の方がいる場合)申請書	
	(2)	保健福祉課窓口(配布) または町ホームページで ダウンロードできます。	家計急変世帯 申請書(請求書)	

2.家計急変世帯の申請方法について

【申請書類】

○様式第3号 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)

○別紙 簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】

【添付書類】

○申請・請求者の本人確認書類の写し(コピー):マイナンバーカード、運転免許証、年金手帳、介護保険証、パスポートなど

○受取口座を確認できる書類:通帳やキャッシュカードの写し(受取口座の金融機関、支店名、口座番号、口座名義人を確認できる部分)

○『令和4年中の収入の見込額』または「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)

→令和4年中の収入見込額:源泉徴収票、確定申告書など

→任意の1か月の収入:給与明細、年金振込通知書、事業収入や不動産収入及びこれにかかる経費の金額がわかる書類など

○戸籍の附票:住所が令和4年1月1日以降、2回以上変わった方のみ

問い合わせ先:保健福祉課 福祉係 57-6112